

<個人情報保護方針>

株式会社バルム(以下、「当社」といいます。)、は、事業を通じてお客様からご提供いただきました個人情報の一つ一つがお客様のプライバシーを構成する重要な情報である事を深く認識し、業務において個人情報を取り扱う場合には、確もろく様々な情報に対し尊敬の念を持って取り扱うと共に、個人情報の取扱いに関する法律、当社の事業を通じて関係法令および個人情報保護のために定めた社内規定を、全てを役員、全ての社員が遵守することにより、お客様の当社に対する信頼にお応えしていきます。

個人情報の取得・利用・提供等に関する事項(全体を通じて、「本条項」といいます。)保証委託契約(以下「本契約」という。))の申込者(契約者も含む。以下「申込者」という。))及び連帯保証人(申込者(連帯保証人を含む。以下「連帯保証人バルム(以下「当社」という。))が、本条項にない、個人情報を取り扱うことに同意いたします。なお、当社が提供する個人情報の提供は任意ですが、申込者および連帯保証人が当社が必要とする個人情報の提供を行わない場合、保証委出ない場合があることを予めご了承ください。

第1条(個人情報)

「個人情報」とは、下記①ないし③に記載されている情報のことをいいます。①当社所定の保証委託申込書(以下「申込書」といいます。))に記載された氏名、年齢、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、勤務先名称、勤務先所在地、勤労先、家族構成等の「属性情報」(本契約締結後に当社が通知を受ける等して知り得た変更情報を含む。))②本契約に関する申込日、保証開始日、賃貸借申込物件詳細等の「契約情報」③本契約に関する契約締結後の資料支払状況等(以下「利用目的」)

第2条(利用目的)

当社は、以下の利用目的の範囲内で個人情報を取得・利用致します。①「保証委託申込」に関する与信判断のため②「保証委託契約」の履行のため③保証委託契約の履行に係る債権の求償または事前求償のため④支払い委託業務を業務に付随する業務を遂行するため

第3条(センティブ情報)

申込者及び連帯保証人は、当社が本契約を締結しようとする者が申込者及び連帯保証人本人であることに相違ないことを確認するため、本籍地等の情報を含む運転免許証・パスポートなどの個人を証明する書類の提出をすることを同意第1条(個人情報の第三者への提供)

1.当社は、取得した個人情報を次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に提供することはありません。(1)法令に基づく場合(2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ないことにより当該人の生命、身体又は財産の保護のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。(3)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。(4)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が事務を遂行することとして協力を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2.申込者及び連帯保証人は、以下の目的に従い、当社が個人情報を第三者と相互に利用することに同意します。(第三者に提供する目的)①賃貸契約の更新・管理②本契約の更新・管理③本契約の対象となる賃貸物件が証券化等された証券化業務遂行のため④その他上記目的に附随する業務を遂行するため(提供を受ける目的)賃貸物件の所有者、賃貸物件の管理(提供される個人情報)第1条に定める個人情報(提供する手段)宅配便の郵便、宅配便②暗号化

第5条(委託)

当社は、第2条に定める利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託する場合があります。その場合、当社は、個人情報が安全に管理されるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

第6条(個人情報の保護対策)

1.当社は、個人情報の保護のため、従業員に対し定期的に教育を行い、個人情報の取り扱いを厳重に管理します。2.当社の保有するデータベースシステムについての、アクセスの制限・管理を行うなど必要なセキュリティ対策を講じ連帯保証人の同意に基づき、個人情報を第三者に提供する場合には、個人情報の漏えいがないよう、必要かつ適切な監督を行います。

第7条(開示対象個人情報の対応について)

申込者及び連帯保証人は、当社が保有する開示対象個人情報について当社の所定の方法により利用目的の通知・開示・利用の停止・消去・第三者への提供の停止を請求することができます。2.開示の結果、当社が保有する開示対象または誤りであることが判明した場合に当社はすみやかに最新の情報へ訂正・追加または削除いたします。3.当社は、不法に個人情報が取得されたものである場合または不法に第三者に個人情報を提供した場合には、申込者又は当該個人情報を利用又は第三者への提供(以下「利用停止等」という。))を停止します。4.当社は、申込者及び連帯保証人との取引終了後(契約に至らなかった場合には、審査結果日から)5年経過後、申込者及び連帯保証人の事前の情報と安全かつ完全に消去します。

第8条(本条項不同意の場合の処理)

申込者及び連帯保証人が、本契約において必要な記載事項(申込書及び契約書表面に記載すべき事項)の記載を希望しない場合、及び本条項の全部又は一部を承認できない場合には、当社は本契約を拒否することができるものとします第9条(審査結果の連絡・有効期限)

申込者及び連帯保証人は、当社が申込者及び連帯保証人からの申込に基づき、当社が審査した時点の審査結果を管理会社または仲介会社へ通知することに同意します。なお、審査結果は審査時点のものであり、契約時点で申込者及情報の変動や、申込内容の変更がある場合には、契約できない場合であっても異議を申し立てません。

第10条(規約の変更)

当社は、本条項を変更した場合、変更内容が申込者及び連帯保証人に重大な影響を及ぼす恐れがある場合には、申込者及び連帯保証人に通知もしくは適切な方法で告知するものとします。

第11条(問合せ先)

個人情報保護外部窓口 株式会社バルム 個人情報保護管理責任者 管理部長 TEL:03-5501-0358(10:00~17:00 土日祝休) e-mail:info@palma.jp

2014年04月01日 制定

<保証委託契約約款>

賃借人(以下、「乙」という。))と株式会社バルム(以下、「丙」という。))とは賃貸人(以下、「甲」という。))と乙との間で締結された、別紙「レンタルスペース一時使用申込書・保証委託申込書」に記載の賃貸物件、または、Web上にて賃貸物件(以下、「本物件」という。))に係るレンタルスペース一時使用契約約款(詳細は上記に表示されるレンタルスペース一時使用契約約款のとおり)(以下、「原契約」という。))に関し、次のとおり保証委託契約(以下、「本契約」という。))

第1条(保証委託契約)

乙は丙に対し、第4条各項目に記載の金銭の支払債務に關し、次条以下に定める内容に従い連帯保証人となることを委託し、丙はこれを受託した。

第2条(契約承認の取消・解除)

本契約について承認した後に、申込みの際の乙の届出情報に虚偽があることが判明した場合、あるいは丙が新たに取得した情報にこれを基き再審査を行い契約可否の判断が変更となった場合には、本契約締結予定日の前であれば契約締結日であれば本契約の解除をできるものとする。

第3条(保証委託料等)

(1)乙は丙に対し、保証委託料として、別紙「レンタルスペース一時使用申込書・保証委託申込書」i・ii記載の初回保証手数料及び年間保証料、またはWeb上にて契約の申込み時に確認できる「見積り」に表示された初回保証手数料及び年間保証料を本契約締結時より1年未満にレンタルスペース一時使用申込書・保証委託申込書に記載の月額使用料等合計、またはWeb上にて契約の申込み時に確認できる「見積り」に表示された月額使用料等合計、またはWeb上にて契約の申込み時に確認できる「見積り」に表示された月額のお支払額として算出できる料金合計のいずれか金額が増額した場合は、増額した金額に基づき算出された金額に乙が支払うべき初回保証手数料及び年間保証料が変更され、以降の本条第2項に定める年間保証料も増額した金額が適用されることを乙は承諾する。また、増額した時点で増額後の初回保証手数料及び年間保証料が、増額後の初回保証手数料及び年間保証料を差し引いた差額を、乙より甲が受領し、丙の請求に基づき甲が送金し、丙が受領し、丙が継続されることを、乙、甲及び丙は確認した。尚、増額された時点より以降の年間保証料は、増額した金額に基づき算出された金額に変更されることを乙、甲及び丙は確認した。

(2)乙は丙に対し、第1条所定の保証期間の間、本契約締結日より毎年、別紙「レンタルスペース一時使用申込書・保証委託申込書」iiに記載された金額、またはWeb上にて契約の申込み時に確認できる「見積り」の金額を乙が別途合意する銀行口座からの自動引落しまたはクレジットカード支払いで支払うが、丙の指定する方法に従い、年間保証料として支払うものとする。ただし、「レンタルスペース一時使用申込書・保証委託申込書」に記載されたWeb上にて契約の申込み時に確認できる「見積り」に表示された月額のお支払額として算出できる料金合計、いずれか金額が増額した場合は、増額した金額に基づき算出された金額に乙が支払うべき年間保証料が変更され、増額後に算出された年間保証料の金額が、増額前に乙が丙に支払った年間保証料の金額を差し引いた差額を、乙より甲が受領し、丙の請求に基づき甲が送金し、丙が受領した場合に限り、本契約が乙及び丙は確認した。尚、増額された時点より以降の年間保証料は、増額した金額に基づき算出された金額に変更されることを乙、甲及び丙は確認した。

(3)原契約が期間満了に終了した場合、または第4条第1項に定める使用料が保証期間の途中で減額された場合であっても、乙は丙に対し、本条第1項及び第2項により支払った初回保証手数料及び年間保証料の返還は請求し、減額された時点より以降の本条第2項の年間保証料は、増額した使用料の価格に基づき算出された金額に変更されることを甲と丙は確認した。

第4条(保証の範囲)

丙は、乙が原契約に基づき甲に対して負担する債務のうち、次の各号記載の金銭の支払に関する債務を乙と連帯して保証する。ただし、甲と丙の間で締結される保証契約所定の免責事項に該当する場合はこの限りではない。

(1)原契約に基づいて乙が負担する使用料(以下、「使用料」という。))、その他毎月定期的に使用料と共に相当する費用のうち別紙「レンタルスペース一時使用申込書・保証委託申込書」に記載の月額使用料等合計、またはWeb上に確認できる「見積り」に表示された毎月のお支払額として算出できる料金合計、いずれか金額が増額した場合は、増額した金額に基づき算出された金額に乙が支払うべき年間保証料が変更され、以降の本条第2項に定める年間保証料も増額した金額が適用されることを乙は承諾する。(2)丙が原契約に基づき甲に対して負担する債務を履行し、丙が甲に対して負担する債務を履行しないことにより、乙は丙に対し、使用料等の支払の日前までに、原契約に基づき乙が甲に対して負担する債務を履行しない旨、及び、その事由を連絡しなければならない。(4)乙は前項の連絡を受けた場合、前項の事由の存在を理由に丙の求償第7条(事前求償)

(1)乙に対して、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、丙は、保証債務の履行前であっても、乙に乙が事前請求を行使することができる。(1)原契約又は本契約の各条項の一つでも違反したとき。(2)仮処分、仮差押し等と行との親告の申立てを受けたとき。(3)破産、特別清算開始、民事再生手続開始、会社整理開始又は会社更生手続開始の申立てがあったとき。(4)丙の責に帰することできない事由により丙の所在が不明となったとき。(5)前各号らと同等の事由が生じたとき。(2)丙が前項により乙に対して求償を行使する場合、乙は民法第461条に基づき抗弁権を主張できないことをあらかじめ承諾する。

第8条(遅滞情報等の通知)

保証料その他契約に基づく債務の丙に対する支払いが遅延した場合は、丙が、乙に連絡を取ることと目的として、別紙「レンタルスペース一時使用申込書・保証委託申込書」に記載の第二連絡先、またはWeb上にて契約の「入力画面」にて登録した第二連絡先、いずれかに該当する連絡先へ連絡をすること及び支払い遅滞の事実その他別記「個人情報の取り扱いについて」第1条に定める個人情報を甲(代理人を含む)、移行通知の受発信業務において同に通知する場合があることを予め承諾する。

第9条(遵守事項)

(1)乙は、原契約の各条項を誠実に遵守しなければならない。(2)原契約が債務不履行解除後、合意解約又は期間満了により終了した場合、乙は、本物件から速やかに退去して、甲に対し本物件を明渡さなければならない。

第10条(督促)

(1)乙は使用料の滞納が生じた場合、丙は乙に対し、電報、電話、訪問、封書による通知等相当の手段により支払いの督促をすることが出来る。(2)丙は、乙が原契約または本契約に違反した場合、本物件の合鍵を甲から借り受け、又て本物件に立ち入ることが出来る。

第11条(清算金の交付)

原契約に基づき甲の担保権の実行により清算金が発生した場合には、丙は甲からその全部又は一部を受領し、本契約に基づき乙の丙に対する債務の弁済に充てることができるものとする。

第12条(再委託)

当社は、本契約に基づき委託した事務の全部又は一部を丙が任意に選定する第三者に再委託することができるものとする。

第13条(譲渡担保)

(1)乙は本契約に基づき丙に対する一切の債務を担保するため、原契約に基づき甲に対する敷金・保証金返還請求権を丙に譲渡し、丙はこれを譲り受けた。(2)乙は、原契約に基づく敷金・保証金返還請求権について、丙以外の者への処分をしてはならない。

第14条(集合物譲渡担保)

(1)乙は、本契約に基づき丙に対する一切の債務を担保するため本物件内に存在する一切の動産類(以下「担保動産」という)につき、その所有権を丙に移転し、占有改定の方法により引渡しを完了した。(2)原契約の契約期間の始期以降動産類は全て、特段の意思表示なくして当然に丙に所有権が移転され、かつ占有改定の方法により丙に引き渡されたものとみなす。この場合、当該動産類も担保動産に含まれるものとする。(3)原契約が原契約の定めにより乙は担保動産を自由に撤出または処分した出来、撤出又は処分された動産は担保動産から除かれるものとする。(4)原契約が原契約の定めに基づき解除された場合、乙は丙の承諾なくして担保動産を撤出または処分してはならない方法により処分して処分等には了した経費を除いた残額を債務の弁済に充当することができるものとする。

第15条(損害賠償額の制限)

乙は、丙に対して、債務不履行、不法行為その他理由の如何を問わず、原契約又は本契約に関連して30万円を超えて一切の請求をなさないものとする。

第16条(保証期間)

(1)本契約に基づき委託される保証の期間は、別紙「レンタルスペース一時使用申込書・保証委託申込書」に記載の保証開始日、またはWeb上にて契約の申込みを行う際に乙が選択した利用開始日より、乙が本物件の明渡し、ただし、甲、乙、丙の三者間における合意が成立した場合はこの限りではない。(2)前項にかかわらず、次に定める事由が発生した場合、その時をもって、本契約は終了するものとする。ただし、当該事由につき丙の書面にはこの限りではない。①本物件の用途が変更された場合。②乙の原契約上の地位が第三者に移転された場合。③原契約に基づく賃貸借の譲渡・転貸等がなされた場合又は本物件の占有者が追加変更等があった場合。④原契約の場合、⑤原契約の更新時において、乙が丙に支払うべき第3条第1項の年間保証委託料の既経過年分および当該年分が未払の場合、もしくは乙に支払う意思が無い場合。

第17条(原契約の変更)

乙は原契約を変更する場合、丙の書面による承諾を取得するものとし、原契約の変更は上記の承諾が無い限り丙に対しては効力を生じないものとする。当該通知に基づき乙丙間の合意が成立したときは、新たな契約書を締結することと契約に関する変更契約が成立するものとする。

第18条(反社会的勢力の排除)

(1)乙は、暴力団の構成員もしくは準構成員、これらの者もしくは暴力団関係企業・団体の関係者・協力者、又は総経理その他反社会的勢力及びこれらに準じる者(以下「反社会的勢力等」という。))でないことを表明し、かつ将来にわたって(2)乙は、自ら、子会社及びその役員が、自ら又は第三者による、暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用い他人の業務を妨害する行為をしないことを承諾する。(3)丙は、乙が前項に違反したと丙が判断した場合には、催告なく本契約を解除することができる。この場合、丙は、乙に対し、何らの損害賠償義務を負わないものとする。

第19条(追加措置)

乙は、本契約の目的を達するため丙が必要又は適切とみなす契約書その他書類の作成、調印を丙から要求された場合は、これを速やかに作成、調印して丙に交付するものとする。

第20条(協議事項)

本契約の定めが無い事項については、乙及び丙は関係法規及び慣習等にない誠意を持って協議の上処理するものとする。

第21条(合意管轄)

本契約に關し、訴訟又は調停の必要を生じた場合には、丙の本店所在地を管轄する裁判所を専断的合意管轄裁判所とする。

【特約】「レンタルスペース一時使用申込書・保証委託申込書」にて「支払委託を申込む」の欄に「はい」と記載した場合、には、以下の特約を適用するものとする。また、乙がWeb上にて契約の申し込みを行った場合、自動的に承諾したものと見做す。以下の特約を適用する。

特約第1条(支払委託)

乙は丙に対し、本契約に定めることとに従い、原契約に基づく使用料等の支払いを委託し、丙はこれを受託する。

特約第2条(支払の引渡)

(1)乙は、丙に対して、原契約に基づく使用料等の支払日(支払日が銀行休業日の場合は、その翌銀行営業日、以下「引落日」という。))において、乙丙間で別途合意する銀行口座からの自動引き落とし、又はクレジットカード支払いの方向相当する金銭を引き落とし、口座振替の場合、引落日と乙は「引落日」同日、金200円(消費税別、尚、消費税率が変更になった場合は、変更後の消費税税率を適用する。))を負担し、丙に支払うものとする。なお、乙は引落日の前営業日午前等相当する金銭に引落日手数料を加えた金額を入金するものとする。①預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書の不備又は残高不足などにより口座振替、又はクレジットカード支払いが不能となった場合には、乙は丙の指定する予定額に加えて事務手数料金1,200円(消費税別、尚、消費税率が変更になった場合は、変更後の消費税税率を適用する。))を支払うものとする。

(2)甲が使用料等の集金当事務その他(代理に委託している場合には、丙は原契約に基づく使用料等の支払及び本契約第4条第1項に定める保証債務に基づく支払を当該代理人に対して行いことができる。この場合、当該代理人に対するなされた時点をもって、上記各条項に定める甲に対する債務の履行があったものとする。

2014年04月01日 制定

2014年07月10日 改訂

2017年10月02日 改訂

2018年06月01日 改訂